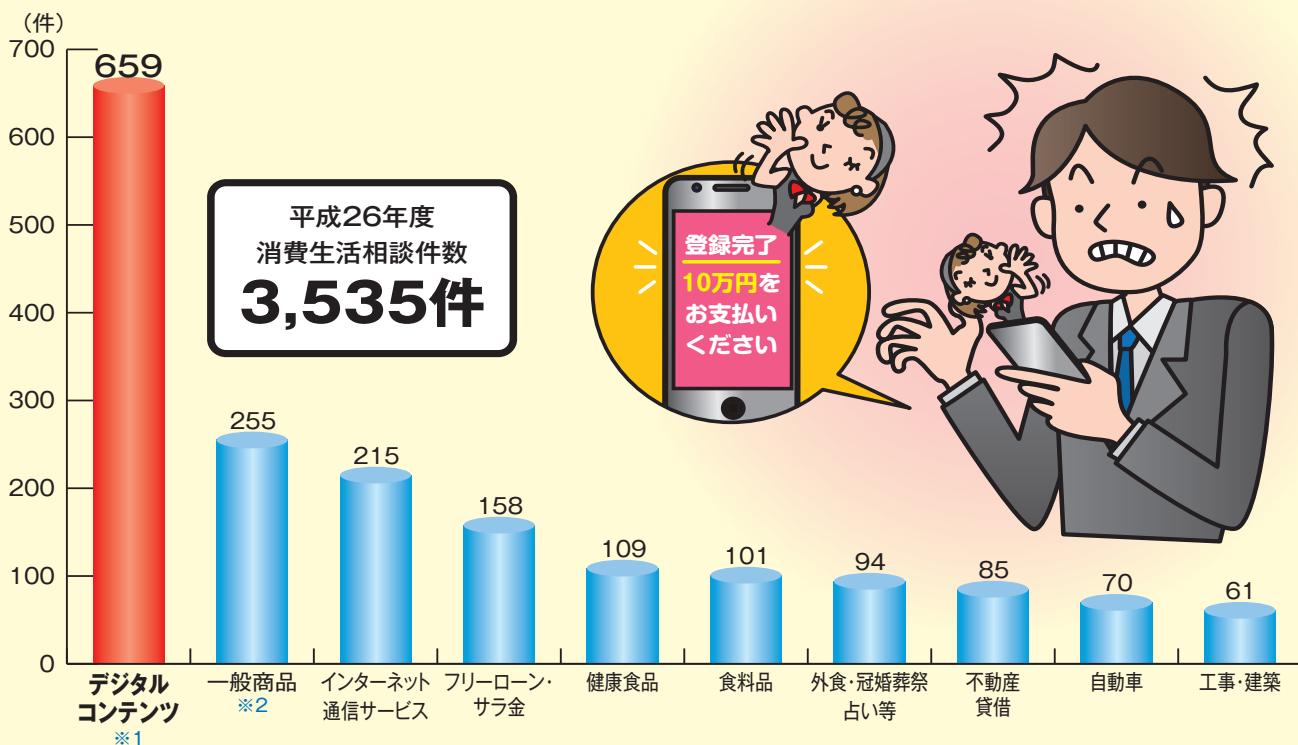


平成26年度

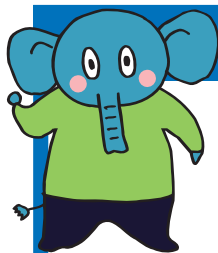
島根県消費者センターに寄せられた相談の主な内容



- ※1 デジタルコンテンツ…インターネットを通じて得られる情報に関するもの（ワンクリック詐欺や出会い系サイトのトラブルなど）
- ※2 商品一般…商品・サービスが特定できないもの（電話による還付金詐欺や、はがきによる見覚えのない不当・架空請求で内容の特定できないものを含む）

デジタルコンテンツが最多

詳しくは
2ページへ!



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされんないゾウくん

少しでも不安を感じたらすぐに相談! 電話相談窓口はこちらです

島根県消費者センター **0852-32-5916**

島根県消費者センター
石見地区相談室 **0856-23-3657**



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん

警察相談専用電話 **#9110** または **0852-31-9110**

最近の
相談事例

ワンクリック詐欺の 二次被害にご注意！

相談事例

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった動画再生ボタンを2回押したら突然「登録完了3日以内に年会費10万円を支払うように」と出た。慌てて「消費者センター」をインターネットで検索し画面に表示された相談窓口に電話をした。行政書士事務所のように「4万円でサイトに知られた個人情報削除してあげる」と言われた。



ここに注意!



アダルトサイトとの解約交渉は行政書士や民間業者ではできません!
消費者センターを装ったサイトにご注意!

- 公的な窓口である消費生活センターに相談しようとインターネットを検索し、上位に表示された機関に相談したところ、民間業者や一部の行政書士であり、費用を請求されたという事例が報告されています。
- インターネットで検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。
- 日ごろから、お住まいの市町村消費生活センターや消費者ホットライン188番（最終頁参照）の電話番号を登録しておきましょう。

公的機関の個人情報流出事件に便乗した 不審な電話にご注意!

不審な電話等があった時は情報提供をお願いします。

個人情報

個人情報の流出・漏えい・紛失事件が多数発生しています。

こうした報道があると、個人情報流出に便乗した不審な電話が増える傾向があります。

自宅や職場などに不審な話や怪しげな業者から電話があったときは、すぐに最寄りの警察かお住まいの市町村消費生活センター、県消費者センターにご相談ください。

個人情報漏えいの件で、
あなたの情報が
流出していないか
確認しています。

あなたの個人情報が
漏れているので削除して
あげる。

事業主の年齢調査をしている。
60歳以上か?

年金のアンケートを
取りたい。

日本年金機構や消費者センターなどの公的機関から直接電話で個人情報をお聞きすることはありません。

消費者問題出前講座受付中!



最近のトラブル事例を中心に、消費者問題を、わかりやすく解説! あなたの近くにお伺いします!

●講師の旅費や謝金は原則不要。

(会場費が必要な場合は申込者負担でお願いします。寸劇等で複数名をご希望の場合は原則として旅費等のご負担をお願いします。)

●県内在住のおおむね10名以上のグループでお申し込みください。

お申込み、お問合せはこちらまで▶**島根県消費とくらしの安全室 TEL 0852-22-5103**

(詳細は島根県消費者センターのWEBサイトもご覧ください)

オンライン情報のご案内

島根県消費者センターでは、インターネットを通じてさまざまな情報提供を行っています。インターネットを利用可能な方は是非ご活用ください。

島根県消費者センター

だまされないゾウくん

検索

島根県消費者センター公式サイト

<http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>

島根県消費者センターfacebookページ

<https://www.facebook.com/Shimane.CIC>

だまされないゾウくん

Twitter https://twitter.com/Shimane_CIC



消費者ホットライン188!泣き寝入り!

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は
消費者ホットライン（局番なし188番）にお電話ください!

消費生活相談窓口等を案内する「消費者ホットライン」は、0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）を案内していましたが、平成27年7月1日より、3桁の電話番号188番での案内も開始します。市町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日ご利用いただけます。

消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。



海外から購入した商品に関する トラブルの解決のお手頃は

国民生活センター越境消費者センター(CCJ)へ

- 商品が破損していた
- 代金を支払ったが商品が届かない
- 事業者と連絡が取れない…など

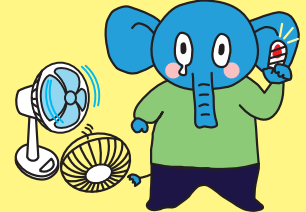
詳しくは国民生活センター越境消費者センターのWEBサイトをご覧ください。



多重債務に関するご相談は

まずは消費者センターへ

- サラ金、クレジットの借金がたまってもう返せない!
- ヤミ金の取り立てで脅されている…など



製品事故・トラブルに 遭われた際には

消費者センターへ
情報をお寄せください。

消費者センターでは、皆様から寄せられた製品事故情報を収集・集約し、消費者の皆様への注意喚起、違法・不当な事業者に対する処分等に役立っています。

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市市民相談室	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0112
江津市総務課行政係	0855-52-2501(内線1312)	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町企画財政課	08512-2-8566
飯南町住民課	0854-72-0311		

この広報の内容に関する
お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103 http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本誌記事の無断転載はご遠慮ください。 事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。